

議案第 25 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市老人等医療費の助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「老人等」を「福祉」に改める。

第1条及び第2条第1号中「老人」を「高齢期移行者」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「老人」を「高齢期移行者」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 高齢期移行者 高齢期移行者が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄の要件をすべて備えていること。

区分Ⅰ	ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。 イ 所得を有しない者であること。
区分Ⅱ	ア 市町村民税世帯非課税者であること。 イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。 ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までに規定する区分の認定を受けていること。 エ 所得を有しない者でないこと。

第3条第2項中「医療費」を「福祉医療費」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「医療費」を「福祉医療費」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 高齢期移行者の福祉医療費 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険

各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とし、一部負担金の上限は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分及び入院以外又は入院の別に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額を助成する。

区分Ⅰ	入院以外	8,000円
	入院	15,000円
区分Ⅱ	入院以外	12,000円
	入院	35,400円

第4条第1項第2号及び第3号、第5条第3項並びに第7条中「医療費」を「福祉医療費」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市老人等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成34年6月30日までの間に受けた医療に限り、施行日前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。）である者に係る福祉医療費の助成については、この条例による改正前の三田市老人等医療費の助成に関する条例の規定を適用する。

4 付則第2項の規定にかかわらず、平成26年7月1日前から高齢期移行者である者に係る福祉医療費の助成については、三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成26年三田市条例第11号）による改正前の三田市老人等医療費の助成に関する条例の規定を適用する。